



南島原市図書館だより vol.227 **親子で読書!**
南島原市図書館
 きてみんね!
イラスト・題字：長谷川義史

図書館紹介

せいなんおでかけワークショップ2025開催!! (年齢制限なし)

西南学院大学博物館職員を講師に迎えワークショップを行います。(未就学児は保護者同伴)

深江図書館
もんきりでうちわを作ろう
 江戸時代に遊ばれていた紋きりを学び、うちわを作ります。
8月23日 午後2時～4時
 深江公民館
 定40人(要申込)
 ・持参品…色鉛筆、クーピー、ペン、はさみ、液体のり

口之津・原城図書館
テラコッタねんどではにわを作ろう
 縄文土器について学んだあと、はにわを作ります。
8月24日
 ①午前10時～正午 ②午後2時～4時
 ①口之津図書館 ②原城図書館
 定各回20人(要申込)
 ・持参品…手を拭くタオル

「ちょっぴりこわい?!夏のワクワクおはなし会」
 三根真希子先生による朗読劇で楽しむおはなし会です。
8月23日 午後1時30分～2時30分
 加津佐総合福祉センター 希望の里
 対象 幼児・児童・保護者 定50人(要申込)

図書館行事のお知らせ

原城図書館
 ●図書館の本で学ぼう! 苔テラリウム
 ・講師…荒木 大輔氏
8月10日 午後1時30分～3時
 定10人(要申込)
 定1,500円(材料費)
 対象 幼児～一般(小学生以下は保護者同伴)
 ・持参品…手を拭くタオル
 ●夏休みイベント「貸出体験しよう!」
 15点以上借りると貸出体験ができます。
7月19日～**8月31日**
 対象 幼児～一般

布津図書室
 ●あなたもわたしも図書館室員
8月6日・**7日** 午後1時～3時
 対象 小学4～6年生 定各回3人(要申込)
 ・持参品…エプロン、水筒、フィルムコートをかけてみたい本1冊

加津佐図書館
 ●上映会「ふしぎ駄菓子屋銭天堂13巻 離れん花火」
8月27日 午後1時30分～3時
 加津佐総合福祉センター希望の里
 対象 幼児・児童・保護者
 定70人(要申込)

口之津図書館
 ●かがくあそび
 「ぶるぶるスライムをつくらう!」
8月10日
 午前10時30分～11時30分
 対象 児童(未就学児は保護者同伴)
 定10人(要申込)
 ・持参品…手を拭くタオル
 ●映画会「映画すみっぐらし ツギハギ工場のふしぎなコ」
8月20日
 ①午前10時30分～11時40分
 ②午後1時30分～2時40分
 定各回80人(団体要予約)

西有家図書館
 ●上映会「こんにちははアン」
8月7日 午後1時30分～3時
 定80人(要申込)

有家図書館
 ●こわ～いおはなし会
8月22日
 午後1時30分～2時30分
 定48人(要申込)
 ●夏休み工作教室
 「野菜スタンプでオリジナルバッグをつくらう」
8月17日 午後1時～3時
 対象 小学生 定8人(要申込)
 定220円(材料費)

深江図書館
 ●こわいかもしれないおはなし会
8月7日 午前10時30分～11時
 深江公民館
 定30人(要申込) 対象 小学生

【お問い合わせ】 ☎73-(各図書館下4桁) *詳しいことは、ホームページや各図書館でご確認ください。 [南島原市図書館](#) 検索
 ・深江図書館…6717 ・布津図書室…6726 ・有家図書館…6737 ・西有家図書館…6747
 ・北有家図書室…6754 ・原城図書館…6767 ・口之津図書館…6777 ・加津佐図書館…6787



自転車歩行者専用道路一部通行開始のお知らせ

下記区間において自転車歩行者専用道路の一部通行を開始しましたのでお知らせします!

一部通行開始区間
 ●追加区間:有家町島田～有家町前田…365m
 (県道雲仙有家線～布津町貝崎浜…5,418m)

 蒲河川付近

供用区間(有家町-布津町) R77.4～

通行における注意点

- 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。(努力義務)
- 自転車と歩行者が通行可能です。**(シニアカー通行可)**
- 車両(原動機付きバイクを含む)は通行できません。
- スケートボードなどの遊具の使用は厳禁です。



市HP
 ※通行可能場所については市ホームページから確認できます。

教えて!国民年金 ～国民年金保険料の追納制度～

免除(全額免除・一部免除・法定免除)や学生納付特例、納付猶予を受けていた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の額が少なくなります。10年以内であれば保険料を後払い(追納)して、将来受け取る年金額を増やすことができます。

- メリット①
 ・老後の年金額が一生にわたり増額されます!
 1年間分追納すると、全額免除の期間は年間約1万円、学生納付特例や納付猶予の期間は、年間約2万円増額されます。

- メリット②
 ・社会保険料控除の対象となります!
 追納した保険料は「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。

※一部免除を受けていた期間は、納付すべき一部保険料が納付されていなければ追納することはできません。
 ※免除などを受けていた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

☎日本年金機構 諫早年金事務所 ☎0957-25-1662 南島原市健康づくり課 ☎73-6641 または 各支所